

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)茨城風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する通知について

平成28年12月9日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)茨城風力発電事業環境影響評価方法書について、インベナジー・ジャパン合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：茨城県北茨城市、高萩市、常陸太田市及び福島県東白川郡
埜町、矢祭町

原動力の種類：風力(陸上)

出力：最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 9月14日
環境大臣意見受理	平成27年11月20日
経済産業大臣意見発出	平成27年12月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 6月15日
住民意見の概要等受理	平成28年 8月17日
茨城県及び福島県知事意見受理	平成28年11月11日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月 9日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀
電話：03-3501-1742(直通)

インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)茨城風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 大気質について

本事業の工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、他事業者の計画との累積的な環境影響も考慮した上で調査、予測及び評価を行うこと。

2. 動物について

(1) 動物の調査については、土地の改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するような踏査ルートを設定するとともに、亀谷地湿原などの湿潤な場所においては、複数の小動物の餌場や繁殖の場ともなることから、可能な限り全容が把握できるよう調査すること。

(2) 対象事業実施区域内には、ムササビ、モモンガやヤマネ等の希少性の高い哺乳類の生息が予想されることから、生態に則し的確に調査、予測及び評価を行うこと。

3. 植物について

植物の調査については、土地の改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するような踏査ルートを設定すること。